

船橋市平和派遣事業の派遣者選考に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、船橋市が実施する平和派遣事業（以下「事業」という。）の派遣者を選考するために必要な事項を定める。

(選考委員会)

第2条 選考に当たっては、派遣先に応じた平和派遣事業選考委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

2 委員会は、総務部長、総務法制課長及び総務部長が指名する者で構成する。

3 委員長は、総務部長とする。

4 委員長は、必要に応じ、委員長代理を指名することができる。

5 委員会は、委員長が招集し、委員長が議長となり、議事を整理する。

6 委員会は、委員総数の過半数の出席がなければ開くことができない。

7 議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

8 委員会は、総務部総務法制課に事務局を置く。

(選考方法)

第3条 各委員は、応募者から提出された作文について、事業に参加する目的意識、今後に活かす意欲及び啓発意識を持っているか等を考慮して、10点満点で評価し、委員会においてその合計点を算出する。

2 前項の採点結果により順位をつけ、上位の者から派遣者を決定する。

3 同点数の者が生じたことにより定員を超えた場合、平和派遣事業への応募実績等を鑑みて総合的に評価し、順位を決定するものとする。

4 派遣先が2か所以上となる場合については、事務局において順位が上位の者から、応募者の希望に応じた派遣先を決定するものとする。

(庶務)

第4条 委員会の庶務は、事務局において処理する。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成7年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成11年4月12日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。